

利用するための申請はどこへ？



介護保険は65歳になって被保険者証が交付されても、すぐに利用できるわけではありません。かと言って、すぐに何か手続きをしなければいけないということもありません。

介護保険は利用する時に申請をする、申請方式になっています。ただし、申請はできませんが、利用するためには、『要介護(要支援)認定』を受けなくてはなりません。

名前の通り介護が必要な人のための保険ですので健康で元気な方は利用できません。

では、もしも介護保険を利用する時が来たら…、また、家族内で介護保険を利用したい人が出てしまったら…、どこにどんな手続きをすればよいのでしょうか？

<案外と身近にある申請窓口>

介護保険の申請は基本的には市役所(区役所)の高齢介護課が窓口になります。

ただ、介護保険の申請については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等で代わりに申請をする、代行申請が可能です。役所の職員が出向いて申請を受け付けることはありませんが、代行申請が可能な事業所であれば、ご自宅に訪問して申請のお手伝いをすることが可能です。もちろん費用は無料です。介護保険を利用する人は介護を必要とする人なので、役所へ申請に行くこと自体が難しいと考えられます。そんな方にとって、自宅へ訪問してくれて申請できることは大いに助かりますよね。

【申請窓口】	高齢介護課 (清水区)	清水区旭町 6-8 ☎354-2110
【代行申請窓口】	地域包括支援センター (例:飯田庵原)	清水区石川本町 5-7 ☎364-6631
	居宅介護支援事業所 (例:あすなろの家)	清水区山原 871-2 ☎363-0207

<介護保険の申請に必要なもの>

- ①介護保険被保険者証(桃色)
- ②被保険者の認印
- ③総合病院が主治医の場合は診察券(診察券の番号が必要)
- ④64歳以下の人は医療保険の被保険者証

<申請方法>

- ・要介護(要支援)認定申請書の記載、署名、捺印
- ・主治医意見書問診表の記載
- ・認定調査(訪問調査)の連絡先や日程の確認

とりあえず迷ったらここへ電話! ⇒ ☎ 363-0207 (あすなろの家)